

よくある申請書類の不備について

◆実施計画書◆

家の延床面積が平面図と一致しない

延床面積は延床面積に応じた標準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量を算出する上で重要な数字となります。必ず平面図に延床面積を記載し、実施計画書の記載欄と上記計算で使用した延床面積が一致するようにしてください。なお平面図上の面積の単位は必ず㎡で統一してください。

導入設備が仕様書と一致していない

仕様書(カタログ等)は必ず添付し、必要情報の記載部分を蛍光マーカーや付箋などで導入設備が明確に分かるようにしてください。

高効率個別エアコンの仕様が基準以下となっている

暖房COP (主たる居室)はCOP 4.6以上 (その他居室)はCOP 5.9以上
冷房COP (主たる居室)はCOP 3.7以上 (その他居室)はCOP 5.4以上
且つ(省エネ基準達成率114%以上)統一省エネラベル4つ星以上(2011年基準)に限ります。

照明設備の仕様が基準以下となっている

インバータータイプの照明設備は100 lm/W以上のものもしくはセンサー付のタイプのものが補助対象となります。要件を満たしているか確認できる仕様書の提出をお願いします。

実施計画書に記載の機器数と費用明細に記載された機器数が一致しない

実施計画書に記載された導入設備の台数と費用明細書に記載された数量に相違が見られることがあります。実施計画書・費用明細書・見積書それぞれに記載された機器数が一致するようお願いいたします。

実施計画書のダウンロードについて

ホームページに計算式が組み込まれている実施計画書がアップされておりますので必ずダウンロードした上でご使用ください。

◆算定用WEBプログラム◆

換気機器の種類について

ダクト式第一種換気設備又は壁付け同時給排気型ファンを補助対象設備に導入する場合、Q値計算書において「熱交換を考慮したQ値を算出」した方は算定用WEBプログラムの換気機器の種類を選択する際に「ダクト式第一種換気設備」又は「壁付け同時給排気型ファン」を選択してください。

傾斜角の相違

建築図面に記載されている太陽光パネルの傾斜角と算定ツールの太陽光発電の算出に使用したパネル傾斜角に相違があることがあります。

算定用WEBプログラムでは設置傾斜角を四捨五入して頂き傾斜角を選択して頂くようお願いいたします。

例1: 4寸勾配(21.8°)の場合は「20度」を選択

例2: 5寸勾配(26.57°)の場合は「30度」を選択して頂くことになります。

◆費用明細書◆

費用明細書の各項目の金額と見積書(写し)と金額が一致しない

転記漏れや間違いに十分ご注意ください。

差額を算出する必要がある設備(断熱及び換気設備)の
差額算出用の費用明細書が添付されていない

【断熱】

断熱材等全てが補助対象ではなく高断熱仕様と次世代省エネルギー基準仕様との差額分が補助対象となります。

そのため実際に導入する断熱仕様の費用明細書とは別に差額分を算出するための次世代省エネルギー基準仕様の費用明細書の作成・提出もお願いします。

【換気設備】

換気設備全てが補助対象ではなく通常の同種機械換気設備と省エネ換気設備との差額分が補助対象となります。

そのため実際に導入する省エネ換気設備の費用明細書とは別に差額分を算出するための通常の同種機械換気設備の費用明細書の作成・提出もお願いします。

費用明細書のダウンロードについて

ホームページに計算式が組み込まれている費用明細書がアップされておりますので必ずダウンロードした上でご使用ください。

◆添付書類◆

ガスの検針票・領収書に使用量単位(m³、kg)の記載がない証憑がある

証憑に単位が記載されていない場合は、
発行元のガス事業者に「m³」か「kg」か単位を確認し証憑に単位を記入してください。